

水道水は安全で良質

検査項目すべて基準をクリア

市では、市民の皆さんに「安全で良質な水道水」をお届けするため、水質検査計画(※)に基づき厳重な水質検査を実施しています。

水道水の「毎日検査」として「色、濁り、消毒の残留効果」などの項目について市内の給水栓(蛇口)10カ所において1年間休むことなく検査を行い、水質を確認しています。さらに、1カ月に1回行う「毎月検査」に加え、3カ月毎に行う「水質基準に係る全項目の検査(51項目)」、また、きめ細かな水質検査を実施しています。

平成25年度に行った「水質基準に係る全項目の検査(50項目)」の水質検査結果では、美濃山浄水場および月夜田受水場から給水している2カ所の給水栓ではともにすべての項目で基準

値を下回っていないことが確認され、良好な水質となっています。

また、東日本大震災による原子力発電所被災に伴って放射性物質の漏えいが確認されていますが、本市の水道水に対して影響はありませんので、安心して飲んでいただけます。

市では引き続き「安全で良質な水道水」の供給に努めていきます。詳しくは市のホームページに掲載していますのでご覧ください。

※水質検査計画の内容は、①市内給水栓水(蛇口)の水質検査計画②美濃山浄水場構内の処理過程や取水井戸の水質管理計画などで構成しています。

◆問い合わせ 美濃山浄水場(☎981-3255)

浄水施設を公開します

水の浄化過程を見学してみませんか?

水道について、理解と関心を深めていただくため、6月1日〜7日の水道週間に合わせて、浄水施設の構内を公開します。

この機会に普段見えない蛇口の向こうに思いを巡らせ、水道の大切さについて考えてみませんか。

▽公開日時 6月1日(日) 午前10時〜②午前11時30分 ③午後1時30分
各回、約1時間30分の見学となります。※小雨決行。事前申込制で、各回先着60人(市内在住者に限る)
▽申込方法 代表者の氏名、住所、年齢、電話番号、参加者の氏名、希望の時間帯(第2希望まで)を明記し、次の①〜④のいずれか

認定長期優良住宅新築で固定資産税を減額

「認定長期優良住宅」を新築した場合、その家屋の固定資産税額の2分の1相当額を減額します。

▽認定長期優良住宅とは 長期にわたり良好な状態で使用することができるように、長期使用構造等が講じられた優良な住宅であるとして、京都府知事が認定した住宅です。

①平成21年6月4日から平成28年3月31日までに新築された住宅②併用住宅の場合、居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上であること③床面積は、専用住宅が50㎡以上280㎡以下、併用住宅は居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下

▽減額の範囲 居住部分(120㎡以下相当分に限り)の固定資産税額の2分の1

住宅等の増改築には、京都府産木材の利用を

京都府産木材の利用拡大を目的として、住宅・店舗・事務所の増改築に、京都府産木材を使用した場合、木材購入費に助成をします。

木材は断熱性が高く、調湿作用がある、人に優しい

素材であり、再利用可能な資源で環境にやさしい素材です。

住宅等の増改築には、京都府産木材を利用しましょう。

※木造住宅耐震改修費事業に活用できる場合があります。



美濃山浄水場中央監視室

①水道総務課(市役所分庁舎1階)で直接申し込む
②締め切り 5月23日(金) 必着。15歳未満は、保護者の同伴が必要。申し込み後、集合場所など詳しい案内を、電話連絡します。
※臨時駐車場(男山東中学校内、無料)を用意しています。路線バス利用の場合は、バス停「京都八幡高校南学舎」から徒歩約2分です。
※参加者には、「非常用給水袋」(1家族1袋)を進呈します。

八幡市 観光基本計画を改訂

平成14年度に策定した八幡市観光基本計画を見直し、新たに平成26年度から平成30年度までを計画期間とする八幡市観光基本計画改訂版を策定しました。

改訂にあたっては、2月に改訂案についてパブリックコメント(意見公募)を実施しました。いただいた意見については、八幡市観光基本計画内推進委員会での審議し、計画改訂版への反映を行いました。

※八幡市観光基本計画改訂版については、市ホームページで公表します。

◆問い合わせ 商工観光課

市民活動情報サイトをご利用ください

市民活動情報サイトとは、町内会・自治会をはじめ、サークル、ボランティア団体等を支援するための市が管理運営するサイトです。八幡市を中心に活動している市民団体の様々な活動内容やイベント等を紹介しています。

このサイトを通して、団体情報の検索やイベント等の参加申込ができます。ご利用には、やわた市民活動情報サイトに団体web会員登録し、会員IDの発行を受ける必要があります。詳しくは、各団体所属先、または秘書広報課へお問い合わせください。

◆問い合わせ 秘書広報課

平成27年1月からプラスチック製容器包装の分別収集を始めます

～ごみの減量とリサイクルの推進のため、ごみの分別が変わります～

平成27年1月から(仮称)プラスチック製容器包装資源化施設の稼働に合わせて、これまで「燃やさないごみ」や「資源ごみ」として収集し、焼却処理していたプラスチック製容器包装を、容器包装リサイクル法に基づき、分別収集しリサイクルします。

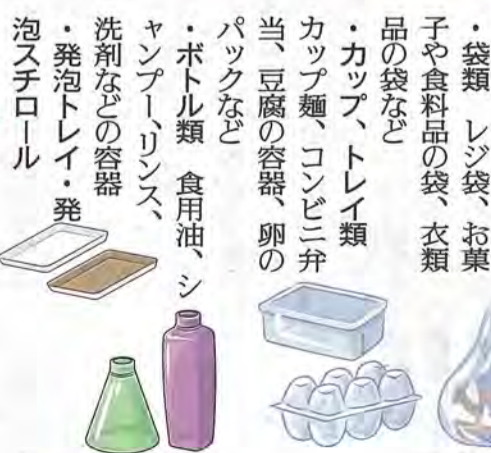
プラスチック製容器包装とは?

食料品や日用品などの商品を買った時に使われているプラスチック製の入れ物(容器)や包み(包装)のことで、中身を使った後は、ごみとなってしまふものです。



このマークが目印

プラスチック製容器包装には、その表面に1カ所以上、識別マークが印刷または刻印されています。



月2回、地域別曜日収集を行います。資源の適正な循環利用と限りある埋立処分場を長く使用できるよう、資源回収の拡大に、皆さんのご協力をお願いします。

6月10月に、地域に出向き、説明会を開催します。

◆問い合わせ 環境業務課